

# 山形グランドホテル 宿泊約款

## 宿泊約款

### 適用範囲

- 第1条** 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その約款が優先するものとし、

### 宿泊契約の申込み

- 第2条** 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### 宿泊契約の成立等

- 第3条** 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間。）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条** 前項第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 宿泊契約締結の拒否

- 第5条** 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 山形県旅館業法施行条例第5条の規定に該当する場合。
2. 当ホテルは、次に掲げる場合、又は該当するとホテルが判断した場合において、宿泊契約を締結いたしません。
- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団、暴力団員が活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。
  - (2) 反社会的団体、反社会的団体構成員及びこれに類する行為が認められると当ホテルが判断した場合。
  - (3) 暴行、傷害、脅迫、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合。

### 宿泊客の契約解除権

- 第6条** 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であっても、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合においては、その特約に応じたに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても、到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### 当ホテルの契約解除権

- 第7条** 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (5) 山形県旅館業法施行条例第5条の規定に該当する場合。
  - (6) 寝室での寝煙草、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

### 宿泊の登録

- 第8条** 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

### 客室の使用時間

- 第9条** 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の30%
  - (2) 超過6時間までは、室料金の50%
  - (3) 超過6時間以上は、室料金の100%

### 利用規則の遵守

- 第10条** 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

### 営業時間

- 第11条** 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
- (1) フロント・キャッシャー等のサービス時間
    - イ. 門限 ロビー階正面及び西口玄関 24時間
    - ロ. フロント 24時間
    - ハ. エクスチェンジサービス 24時間
  - (2) 飲食等のサービス時間
    - イ. レストラン「ラ・セーヌ」(1階)  
(朝・昼・夕食) 7:00AM～10:00AM  
11:30AM～2:30PM  
5:00PM～11:00PM
    - ロ. バー「カリブ」(8階)  
5:00PM～11:00PM 予約制
    - ハ. 中国料理「桃花苑」(地下1階)  
(昼・夕食) 11:30AM～2:30PM  
5:00PM～9:00PM 火曜日定休
    - ニ. 鮎処「辰」(地下1階)  
(昼・夕食) 11:30AM～2:00PM  
5:00PM～10:00PM 日曜日定休
    - ホ. ルーム・サービス  
(夕食) 洋食 5:00PM～10:00PM  
中華 5:00PM～8:30PM 火曜日定休
  - (3) 付帯サービス・設備等の時間
    - イ. 美容室「グランドサロンさいとう」(地下1階) 月曜日定休  
9:00AM～6:00PM(日/9:00AM～5:00PM)
    - ロ. 理容室「ヘアーサロン梅津」(地下1階) 月曜日定休  
9:00AM～7:00PM(土日祝/8:30AM～6:30PM)

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

### 料金の支払い

- 第12条** 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

**当ホテルの責任**

- 第13条** 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から㊟マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

**契約した客室の提供ができないときの取扱い**

- 第14条** 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設のあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

**寄託物等の取扱い**

- 第15条** 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

**宿泊客の手荷物または携帯品の保管**

- 第16条** 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

**駐車場の責任**

- 第17条** 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

**宿泊客の責任**

- 第18条** 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

**別表第1 宿泊料金の算定方法**

		内 訳	税金(イ・ロ・ハ)の積算
宿泊客が支払うべき額	宿泊料金(1)	①基本宿泊料(室料) ②サービス料(①×10%) ③税金 イ. 消費税	イ. 消費税 (①+②)の5%
	追加料金(2)	④飲食料及びその他の利用料金 ⑤サービス料(④×10%) ⑥税金 ロ. 消費税	ハ. 消費税 (④+⑤)の5%

**備 考**

税制が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

**別表第2 違約金**

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日				
	不 泊	当 日	前 日	9 日 前	20 日 前
一般 14名まで	100%	80%	20%		
団体 15名~99名まで	100%	80%	20%	10%	
100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

**注意**

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を取受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合には、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

## 利用規則

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用規則を定めておりますので、宿泊約款第10条に定めのあるとおり、その遵守にご協力下さいませようお願い申し上げます。

遵守しただけでない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、又場合によっては損害をご負担頂くこともございますので、特にご留意下さいませようお願い申し上げます。

**火災予防上お守りいただきたい事項**

1. 火災の原因となりやすい場所でのご喫煙(寝煙草、館内の歩行中)はおやめください。
2. 客室内には暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等を持ち込み、ご使用はおやめください。
3. その他の火災の原因となるような行為はおやめください。
4. 消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。

**保安上お守りいただきたい事項**

1. ご滞在中のお部屋からお出になられる際には施錠をご確認下さい。
2. 館外へお出掛けの際は、フロントに鍵をお預けになられますようお願い申し上げます。
3. ご訪問客と客室内でのご面会はご遠慮願います。  
ご面会はロビー又はラウンジをご利用下さい。

**貴重品、お預り品のお取扱いについて**

1. 現金・貴重品については事故防止のため、その種類及び価額を明示して必ずフロントにお預け下さい。

**お支払いについて**

1. 旅行小切手以外のお切手でのお支払いはお受け出来ませんので、ご了承下さい。
2. 館内のバーなどをサインにてご利用される場合は、お手数ですが、客室鍵をご提示下さい。

なお、各種乗物の切符代、タクシー代、切手代、送料等のお立替はお断りさせていただきます。

3. 都合により、ご到着時にお預り金を申し受けることがございますので、ご了承下さい。

**その他お守りいただきたい事項**

1. 部屋にご到着なさいましたら、非常口の位置、避難経路のご確認をお願いいたします。
2. 館内にて他のお客様の迷惑となるようなもの、犬、猫、小鳥、その他の動物、発火又は引火性のもの、悪臭を発生するもの、その他法令で所持を禁じられている物のお持込みはおやめください。
3. 館内への許可のないご飲食物の持込み及び外部へのご注文はお断りいたします。
4. 館内で、高声、放歌、喧嘩な行為、とばく、風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさらないようお願い申し上げます。
5. 当ホテルの許可なく、客室、ロビー等を営業行為(展示、広告、宣伝、販売等)などの他の目的にご使用にならないようお願い申し上げます。
6. 館内の施設、備品の現状を著しく変更したり、用途以外にご使用になることはおやめください。
7. 客室の窓側、ベランダ、廊下又はロビーなどに物品を陳列したり、放置しないようお願い申し上げます。
8. 風呂及び洗面所のご使用後は必ず給湯水を止めて下さい。  
もし流し放しであふれさせますと隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますのでご注意ください。
9. 下駄、ゴム長靴等のご入館はご遠慮願います。
10. 宿泊客が心神耗弱、薬品等による自己喪失など宿泊しようとする方の安全確保が困難であったり、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、ご利用をお断りいたします。
11. 未成年のみのご宿泊は、保護者の許可のない限りお断りさせていただきますのでご了承下さい。
12. エネルギーを大切に使う為、節電、節水にご協力の程お願い申し上げます。
13. 客室内よりお電話をご利用の際は、施設利用料が加算されますのでご了承下さい。  
尚、公衆電話は1階にございます。
14. 客室は、管理者責任において、点検・清掃を定期的に実施させていただきます。